

○自動車等運転者の行政処分事務取扱要綱の制定について（通達）

平成29年3月1日

岡運管第15号、岡運免第91号警察本部長例規

改正 平成31年2月19日岡運管第12号、岡
運免第94号例規

平成31年4月9日岡務第329号

令和2年6月19日岡交企第312号、岡運管第
108号

令和3年3月9日岡務第194号

令和4年4月12日岡務第383号 令和4年5月13日岡運管第85号、岡運免許
第331号

令和5年2月1日岡務第90号、岡運管第10号

令和5年2月10日岡運管第15号

令和5年6月20日岡交企第252号

令和5年9月28日岡務第697号

令和5年12月20日岡指第439号

令和6年11月28日岡運管第185号

令和7年3月14日岡務第243号

令和7年8月7日岡運管第145号

令和8年2月24日岡運管第10号

令和8年7月15日岡指第258号

各部長

首席監察官

総務統括官

各所属長

この度、自動車等運転者の行政処分事務取扱要綱を別添のとおり制定し、平成29年3月12日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、自動車等運転者の行政処分事務取扱要綱の制定について（通達）（平成11年12月16日岡運管第80号例規）は、廃止する。

別添

自動車等運転者の行政処分事務取扱要綱

第1 総則

1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）の定めるところにより行う行政処分事務に関する標準的な取扱いについて必要な事項を定め、関係事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 警察署等 警察署、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び交通事件を所管する所属をいう。
- (2) 警察署長等 警察署等の長をいう。
- (3) 取締り警察官等 交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官並びに駐車違反及び停車違反に係る反則告知を行う交通巡視員をいう。
- (4) 一般違反行為 自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で令別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。
- (5) 特定違反行為 令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為をいう。
- (6) 違反行為 一般違反行為及び特定違反行為をいう。
- (7) 人身事故等 人身事故及び建造物損壊事故をいう。
- (8) 違反報告書 取締り警察官等が作成した違反行為に係る交通反則切符、交通切符、点数切符、現認報告書その他の書類で、違反事実等を認定するためのものをいう。
- (9) 違反等登録 警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施要領の改正について（通達）（令和7年2月28日警察庁丙運発第5号、丙技企発第29号、丙通基発第3号。以下「運転者管理業務実施要領」という。）に定める違反登録及び事故登録をいう。
- (10) 抹消登録 運転者管理業務実施要領に定める不適格事由抹消登録をいう。
- (11) 違反等登録票 警察共通基盤システムによる運転者管理業務実施細則の改正について（通達）（令和7年3月10日警察庁丁運発第112号、丁技企発第171号。以下「運転者管理業務実施細則」という。）に定める違反登録票及び事故登録票をいう。
- (12) 処分登録 運転者管理業務実施要領に定める違反処分登録及び事故処分登録並びに違反外処分登録をいう。
- (13) 処分猶予登録 運転者管理業務実施要領に定める違反処分猶予登録及び事故処分猶予登録をいう。
- (14) 処分手配登録 運転者管理業務実施要領に定める処分手配登録をいう。
- (15) 処分短縮登録 運転者管理業務実施要領に定める違反処分短縮登録及び事故処分短縮登録並びに違反外処分短縮登録をいう。
- (16) 行政処分関係書類 違反報告書、違反等登録票その他行政処分手続に関する書類

をいう。

- (17) 免許の停止等 法第90条第1項、第103条第1項若しくは第4項又は第107条の5第1項若しくは第2項の規定による運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (18) 行政処分 免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (19) 行政指導 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号に規定する行政指導（免許又は自動車等の運転に関するものに限る。）をいう。
- (20) 違反照会 運転者管理業務実施要領に定める免許・不適格事実照会及び行政処分事実照会をいう。
- (21) 点数通報 運転者管理業務実施要領に定める新規免許登録及び違反登録並びに事故登録を行った際に警察庁長官官房技術企画課情報処理センターから送信される通報又は回答事項をいう。
- (22) 点数通報書 点数通報を都道府県警察において印字した資料をいう。
- (23) 処分決定 行政処分事由に該当することとなった運転者に対し、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、当該運転者に対して行政処分を行うことを決定することをいう。
- (24) 処分書等 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第13の3及び別記様式第13の4の処分通知書並びに府令別記様式第19の3の3、別記様式第19の3の4、別記様式第19の3の4の2及び別記様式第22の6の処分書をいう。
- (25) 処分書等の交付 処分通知書による通知又は処分書の交付をいう。
- (26) 出頭通知 処分決定を行った行政処分の対象者に対し、処分通知書による通知又は処分書の交付をするための出頭を求める通知をいう。
- (27) 停止処分者講習 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習をいう。
- (28) 違反者講習 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。
- (29) 処分移送通知書 府令別記様式第19、別記様式第19の3の2、別記様式第19の3の2の2又は別記様式第22の4の処分移送通知書をいう。
- (30) 処分事案の移送 行政処分事由が発生した時における運転者の住所地が当該行政処分事由の発生地以外の都道府県警察の管轄区域内にある場合に、当該行政処分事由の発生地を管轄する公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に対し

て行う行政処分事由の移送をいう。

(31) 違反者講習該当事案の移送 違反者講習該当行為時における運転者の住所地が当該違反者講習該当行為地以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該違反者講習該当行為地を管轄する公安委員会から当該運転者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。

(32) 処分決定通知 処分決定（免許の拒否及び保留を除く。）を行った時における当該処分に係る者の住所地が当該決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分決定（免許の拒否及び保留を除く。）を行った旨の通知をいう。

(33) 処分執行依頼 処分決定を受けた者の住所地又は居所が当該決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者に対する処分書等の交付を当該者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼することをいう。

(34) 処分執行通知 処分決定通知に係る者に対して処分書等の交付をした場合において、処分決定通知を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分執行を行った旨の通知をいう。

(35) 重大違反唆し事案等 法第90条第1項第5号に規定する重大違反唆し等に関する事案をいう。

(36) 業務管理システム 交通事故事件、交通切符等による行政処分情報に関するデータを登録し、警察庁システムへのデータ送信及び関係資料の管理に関する業務を行うシステムをいう。

(37) 免許証 運転免許証をいう。

(38) マイナ免許証 免許情報記録個人番号カードをいう。

(39) 免許証等 免許証又はマイナ免許証をいう。

3 都道府県警察相互の連絡及び協力

違反等登録、処分事案の移送、処分決定通知、処分執行依頼等の行政処分関係事務は、都道府県警察相互の緊密な連絡及び協力の下に行うものとする。

4 迅速かつ確実な行政処分

(1) 点数制度による行政処分は、違反等登録並びに行政処分及び処分短縮の登録に基づいて行われるものであることから、これらの登録を迅速かつ確実に行うものとする。

- (2) 交通の安全を確保するためには行政処分を迅速かつ確実に執行し、運転不適格者を排除することが重要となることから、行政処分を必要と認める事由が生じたときは、事実に基づき可能な限り速やかに処分決定及び処分執行を行い、もって将来における道路交通上の危険を防止し、併せて当該行政処分に係る者の危険性の早期改善を図るものとする。

第2 点数制度による行政処分の事務処理要領

1 違反等登録票の点検

(1) 違反行為の発見報告

ア 取締り警察官等は、点数評価の対象となる違反行為を認めたときは、速やかに違反報告書を作成して警察署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査になお相当の時間を要するものであるときは、当該事故登録に必要な事項を即報するものとする。

イ 取締り警察官等は、点数制度による行政処分が違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反報告書の記載を正確かつ明瞭に行うものとする。

ウ 取締り警察官等は、違反報告書に係る人身事故等が別表第1の交通事故に関する登録除外理由に該当すると認めたときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を付記するものとする。

(2) 警察署長等の措置

ア 違反等登録票等の作成

(ア) 警察署長等は、違反報告書に係る事案のうち、送致又は通告をすることが不相当と認めた事案以外の事案について、違反等登録票及び第4に規定する書式を作成するものとする。

(イ) 警察署長等は、交通関係の事務の処理に従事する警察職員の中から、違反等登録票作成責任者を指定し、事件担当者が業務管理システムに入力した違反等登録データに誤りがないか、点検を一元的に行わせるものとする。

イ 違反等登録票の点検

(ア) 警察署長等は、交通担当幹部（警察本部の所属にあつては隊長補佐を、警察署にあつては交通課長（交通第一課長、交通第二課長及び地域交通課長を含む。）をいう。）の中から違反等登録票に関する審査責任者を指定するものとする。

- (イ) 審査責任者は、平素から違反報告書の適正な作成のための指導及び教養を行うものとする。
- (ウ) 審査責任者は、違反等登録票の記載に必要な事項が違反報告書に正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、再調査等が必要な場合には、追加調査又は訂正報告書等の作成を求めるものとする。
- (エ) 審査責任者は、審査に係る事案が人身事故等に係るものであるときは、違反報告書に記載されている違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度に関する記載内容の不備又は事実の認定の誤りがないかどうかを審査し、再調査等が必要な場合には、追加調査又は訂正報告書等の作成を求めるものとする。
- (オ) 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る事案が別表第1の交通事故に関する登録除外理由に該当すると認めたときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を付記するものとする。

ウ 行政処分関係書類の送付等

- (ア) 仮停止等事案
 - a 法第103条の2第1項の規定により仮停止をし、又は法第107条の5第10項において準用する法第103条の2第1項の規定により仮禁止をした警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）は、直ちに交通部運転管理課長（以下「運転管理課長」という。）に対し、当該事案の事故登録に必要な事項を連絡するとともに、速やかに行政処分関係書類を送付するものとする。
 - b aによる連絡を受理した運転管理課長は、仮停止又は仮禁止（以下「仮停止等」という。）を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証の番号（仮停止等を受けた者がマイナ免許証を有する場合は免許情報記録の番号。以下同じ。）を確認した上で、当該事案について事故登録票を作成し、直ちに事故登録を行うものとする。
 - c 運転管理課長は、aによる連絡を受理した場合において、当該事案について法第103条第1項若しくは第2項又は第107条の5第1項若しくは第2項に規定する処分を行う公安委員会が他の公安委員会であるときは、直ちに当該都道府県警察に対し、仮停止等を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証の番号を連絡するものとする。

- d 運転管理課長は、他の都道府県警察からcによる連絡を受理した場合で、急を要するときは、当該事案の事故登録が行われた直後に、その者について違反照会を行い、その回答に基づいて意見の聴取の準備を行うものとする。
- e cの場合において、仮停止等をした警察署長及び高速隊長は、aに準じて速やかに行政処分関係書類を送付し、運転管理課長から当該都道府県警察に送付するものとする。

(イ) 人身事故等に係る事案（仮停止等事案を除く。）の場合

- a 当該事故の取調べの際に意見の聴取の通知をした事案については、（ア）に準じた取扱いを行うものとする。
- b a以外の事案については、警察署長及び高速隊長は、業務管理システムで出力された事故原票送達書（様式第1号）に行政処分関係書類を添付して運転管理課長に事故発生日の翌日から10日以内に送達するものとする。

(ウ) （ア）及び（イ）に掲げる事案以外の事案

法令違反及び物損事故事案については、警察署長等は、違反報告書を業務管理システムで出力された違反原票送付書（様式第2号）又は事故原票送付書に添付して運転管理課長に送付すること。

なお、送付の手続は、違反報告書を受理した日又はその翌日（休日の場合はその翌日）までに完了するものとする。ただし、交通反則切符、交通切符又は点数切符に係る違反については違反があった日の翌日から5日以内に、その他の違反については違反があった日の翌日から10日以内に送達するものとする。

エ 行政処分関係書類の送付上の留意点

警察署長等は、6点以上の点数が付されることとされている人身事故等又は違反行為に係る事案の行政処分関係書類を送付するときは、違反報告書の所要の欄に処分量定上の参考意見を付記し、当該事案が他の公安委員会に移送を要するもの又は処分量定上その判断が困難なものであるときは、事実の証明に必要な調査書類等を添付するものとする。この場合において、一括して行政処分関係書類を送付することができないときは、事後作成した書類を行政処分関係書類追送書（様式第3号）に添付して速やかに送付するものとする。

オ 行政処分関係書類の決裁等

- (ア) 行政処分関係書類の運転管理課長への送付に関する事務は、審査責任者が専決することのできるものとする。

(イ) 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、違反行為に係る事件簿等に登載した事件のうち、行政処分関係書類を作成しなかったものを当該事件簿等の余白に明記するものとする。

(ウ) 警察署長等は、(イ)の事件簿等の記載及び違反等登録の原資料となった事件の送致記録等により、行政処分関係書類の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導及び監督をし、違反行為の発見報告のあった事案の適正な処理に配慮するものとする。

(エ) 警察署長等は、行政処分関係書類を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不適当とする事情を認めたときは、速やかにその旨を運転管理課長に連絡するものとする。

(3) 運転管理課長の措置

ア 警察署長等から送付された行政処分関係書類には、その受理の日又は遅くともその翌日（休日の場合はその翌日）までの間に、業務管理システムに該当データが入力されているか確認を行うものとする。

イ 運転管理課長は、交通部運転管理課（以下「運転管理課」という。）の警部補以上の階級にある警察官の中から行政処分関係書類点検責任者を指定し、行政処分関係書類点検責任者は、行政処分関係書類の点検並びに警察署等の違反等登録票作成責任者に対する指導及び教養を行うものとする。

2 違反等登録

(1) 違反等登録審査官の指定

運転管理課長は、運転管理課の警部補以上の階級にある警察官の中から違反等登録審査官を指定するものとする。

(2) 違反等登録審査

違反等登録審査官は、警察署長等から送付された行政処分関係書類に係る交通違反及び交通事故が違反等登録の対象になるか否かを審査し、当該交通違反又は交通事故が点数評価の対象となるものであるときは、当該交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、別表第2の交通事故の不注意の程度の認定基準に基づいて判断を行うものとする。

(3) 違反等登録除外

違反等登録審査官は、行政処分関係書類に係る事案について違反事実の不存在若し

くは事実誤認があると認め又は告知等の基準に該当しないと認めたときは当該事案を違反等登録から除外し、交通事故に係る事案について別表第1の交通事故に関する違反等登録除外理由に該当する理由があると認めたときは当該事案を事故登録の対象から除外するものとする。

(4) 違反等登録の迅速処理

違反等登録審査は、行政処分関係書類の点検の終了後に直ちに行い、審査のために違反等登録に遅延を来すことがないようにするものとする。この場合において、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認めるときは、明らかに違反等登録除外を相当と認める場合を除き、違反等登録をし、当該事案について処分が行われるまでの間において、追加調査又は訂正報告書の作成を求めるものとする。

(5) 違反等登録の決裁

ア 違反等登録は、違反等登録除外に関するものを除き、違反等登録審査官が専決することのできるものとする。

イ 違反等登録審査官は、アにより専決した場合には、その取扱状況を違反等登録日報（様式第4号）により運転管理課長に報告するものとする。

ウ (3)の違反等登録除外に関する事務は、違反等登録審査官において、当該違反等登録除外を必要と認めた理由を違反報告書の所要の欄に付記した上で、個々の事案について運転管理課長の決裁を受けるものとする。

(6) 違反等登録除外の特例

他の公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に違反等登録の変更又は違反等登録除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、当該事案の発生地を管轄する都道府県警察に対して違反等登録の変更又は違反等登録除外を依頼するものとする。

(7) 抹消登録する場合における措置等

ア 行政処分等の調査と是正措置

運転管理課長は、違反等登録を抹消登録した場合において、当該違反等登録から抹消登録までの間の行政処分又は行政指導（以下「行政処分等」という。）の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録に基づいた行政処分等が認められる場合については、迅速かつ確実な是正措置を講ずるものとする。

イ 抹消登録の連絡の徹底

運転管理課長は、抹消登録した際、運転者の住所地の管轄が他の都道府県警察の

場合、当該都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録した旨を電話により即報するものとする。また、他の都道府県警察から連絡を受けた場合は、アの措置を講ずるものとする。

ウ 免許を受けていない者への対応

(ア) 運転管理課長は、免許を受けていない者に係る違反等登録を抹消登録した場合は、当該者による免許の申請や受験相談の機会において、当該者に対し、抹消登録前の違反等登録に基づいた行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、当該者の住所地管轄の有無を問わず、当該違反等登録から抹消登録までの間における行政処分等の有無を当該者に対して確認するなどして調査するとともに、当該行政処分等が認められる場合には、迅速かつ確実な是正措置を講ずるものとする。

(イ) 運転管理課長は、(ア)の場合で当該違反等登録に係る者が所在不明になるなど行政処分等の有無が確認できないときは、他の全ての都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書（様式第5号）により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼するものとし、当該違反等登録、抹消登録、調査依頼等の経過を警察庁交通局運転免許課行政処分係（以下「警察庁行政処分係」という。）に報告するものとする。

(ウ) 運転管理課長は、(イ)に基づく調査依頼を受けた場合は、(イ)の調査を行うとともに、その結果、抹消前の違反等登録に基づく行政処分等が認められたときは、調査依頼した都道府県警察の行政処分担当課長にその旨を回答するとともに、当該行政処分担当課長と緊密に連携し、適切な措置を講ずるものとし、当該回答及びこれを受けて講じた措置等について、警察庁行政処分係に報告するものとする。

(8) 違反等登録のある者による免許申請時等における適切な取扱いのための措置

ア 違反等登録のある者による免許申請を受理した場合及び受験相談を受けた場合に適切な取扱いがなされるよう違反照会（警察署にあっては、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）を通じて実施する。）及び申請者等に対する丁寧な聞き取りを実施し、照会結果と聞き取り内容が異なる場合は、運転管理課長に直ちに報告するものとし、報告を受けた運転管理課長は、照会した違反等登録に誤りがないか直ちに調査するものとする。

イ 運転管理課長は、アによる報告を受けたときは、違反等登録に係る関係書類によ

り、違反等の内容の確実な確認を行い、照会結果と聞き取り内容の相違の解消に努めるとともに、申請資格の有無を適切に判断するものとする。また、他の都道府県警察による違反等登録の場合は、当該都道府県警察の行政処分担当課長に当該違反等登録に係る関係書類等の確認を依頼するものとする。

なお、申請を受理しないこととした場合は、事後の問合せや紛議に適切に対応するため、必ず書面にて受験相談を受けて、申請可能日を教示すること。

3 処分量定

(1) 処分量定の方法

運転管理課長は、点数通報があったときは、当該点数に該当することとなった事案等を審査し、令第33条の2、第38条及び第40条並びに別に定める基準に基づき処分の量定を行うものとする。

ア 免許の拒否及び保留

(ア) 新規免許の申請者に係る処分量定は、点数通報の違反歴等が当該免許申請者のものであるかどうかを確認し、その後に計算した当該者の免許の停止等の回数、累積点数、免許取消歴等に基づいて行うものとする。この場合において、通報に係る違反歴等が同一人のものであるかどうかの確認は、当該点数通報の違反運転者の本籍、住所等の異同によって識別するものとする。

(イ) 併記免許の申請者に係る処分量定は、運転者管理業務実施要領に定める処分通報又は処分手配通報がある場合には、現に受けている免許の処分を行った公安委員会の処分決定に従い、同一の処分量定をするものとする。

イ 免許の取消し及び停止

点数通報の処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る違反報告書に基づいて処分量定を行うものとする。

ウ 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する者に係る処分量定は、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答に係る違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為について点数計算をし、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分の回答があったときは、国籍及び住所等によって、当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確認した後に、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容及び免許取消歴等に応じて次の措置をとるものとする。

(ア) 処分基準点数に該当するとき

- a 違反等登録を行ったときは、処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分関係書類に基づいて処分量定をする。
- b 違反等登録を行ったが、被処分者が他の都道府県に居住していることが判明したときは、点数通報書の所要の欄に計算した点数を付記して、当該者の住所地を管轄する公安委員会に処分事案の移送を行う。

(イ) 処分基準点数に該当しないとき

当該違反行為に係る行政処分関係書類を保存する。

(2) 処分量定上の留意事項

処分基準点数に達することとなった違反行為が、交通事故であるときは、次の点に留意して処分量定を行うものとする。

ア 当該事故登録の後において点数評価に関する事項に変更すべき新たな事情が生じていないかを調べ、当該事情があるときは、処分量定をする者が再度点数計算を行い、その結果に基づいて処分量定を行うこと。

イ 当該交通事故が別表第2の交通事故の不注意の程度の認定基準の「軽い」に該当するものであるときは、同表の「軽い」の細目区分についてその程度を認定し、当該交通事故が「小」に該当すると認めたときは、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

4 行政処分の決定手続

運転管理課長は、次により行政処分の決定手続を行うものとする。

(1) 意見の聴取事案

ア 法第104条の規定による意見の聴取は、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）、岡山県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和42年岡山県公安委員会規則第10号）及び岡山県公安委員会事務決裁規程（平成11年岡山県公安委員会規程第1号）の定めるところによるものとする。

イ 法第103条第1項第5号から第8号まで及び第107条の5第1項第2号の規定に基づく行政処分の意見の聴取にあつては警察共通基盤システムによる運転者管理システム（以下「運転者管理システム」という。）により出力印字された意見の聴取手続書（様式第6号）に、法第104条の2の2第2項及び第4項の規定に基づく行政処分の意見の聴取にあつては意見の聴取（再試験不受験）手続書（様式第7号）

に、法第104条の2の4第1項、第2項及び第4項の規定に基づく行政処分意見の聴取にあつては意見の聴取（若年運転者講習不受講等）手続書（様式第7号の2）に、該当事案の疎明資料を添付し、処分上の意見を付して意見の聴取手続を行うものとする。

ウ 意見の聴取は、聴聞官（運転免許センター長、運転管理課長、交通部運転管理課次長及び警察本部長の指定を受けた課長補佐（同相当職を含む。）以上の職にある職員をいう。以下同じ。）が主宰するものとする。

エ 聴聞官に事故あるときは、運転管理課長が指名する者が意見の聴取を主宰することができる。

オ 運転管理課長は、意見の聴取の終了後、免許の取消し又は1年以上の運転の禁止については、処分意見を付して岡山県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）に報告し、法第103条第1項第5号及び第107条の5第1項第2号の規定に該当する場合における意見の聴取にあつては意見の聴取事案処理簿（甲）（様式第8号）に、法第104条の2の2の規定に該当する場合における意見の聴取にあつては意見の聴取事案処理簿（乙）（様式第9号）に、法第104条の2の4の規定に該当する場合における意見の聴取にあつては意見の聴取事案処理簿（丙）（様式第9号の2）に、意見の聴取の状況を記入して明らかにしておかなければならない。

また、90日以上免許の効力の停止又は90日以上6月を超えない運転の禁止については、処分意見を付して警察本部長に報告し、意見の聴取事案処理簿（丁）（様式第10号）に意見の聴取の状況を記入して明らかにしておかなければならない。

カ 運転管理課長は、再試験不受験又は若年運転者講習不受講若しくは令第39条の2の2に規定する講習後若年違反行為（以下「再試験不受験等」という。）による免許の取消しに係る意見の聴取の実施結果を意見の聴取結果通知書（様式第11号）により、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に通知するものとする。この場合において、運転管理課長は、再試験不受験者、若年運転者講習不受講者若しくは講習後若年違反行為をした者（以下「再試験不受験者等」という。）若しくはその代理人が正当な理由なく出頭しないとき、再試験不受験者等の所在が不明であるため意見の聴取の通知をすることができず、かつ、意見の聴取の公示をした日から30日を経過してもその者の所在が判明しないとき又は再試験不受験者等の住所が他の公安委員会の管轄区域内に変更されていたときは、意見の聴取不能事案通知書（様式第12号）を添付して運転免許課長に通知するものとする。

(2) 聴聞事案

ア 法第104条の2の規定による聴聞は、行政手続法、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）及び岡山県公安委員会事務決裁規程に定めるところによるものとし、運転者管理システムにより出力印字された聴聞手続書に当該事案の疎明資料を添付し、処分上の意見を付して聴聞手続を行うものとする。

イ 聴聞は、聴聞官が主宰するものとする。

ウ 聴聞官に事故あるときは、運転管理課長が指名する者が聴聞を主宰することができる。

エ 運転管理課長は、聴聞の終了後、免許の取消し又は1年以上の運転の禁止については、処分意見を付して県公安委員会に報告し、聴聞事案処理簿（甲）（様式第13号）に聴聞の状況を記入して明らかにしておかなければならない。

また、90日以上免許の効力の停止又は90日以上6月を超えない運転の禁止については、処分意見を付して警察本部長に報告し、聴聞事案処理簿（乙）（様式第14号）に聴聞の状況を記入して明らかにしておかなければならない。

(3) 意見の聴取及び聴聞以外の事案

ア 法第90条の免許の拒否及び取消し

運転免許拒否等手続書（様式第15号）に、点数通報書に記載された違反行為等に係る行政処分関係書類及び免許の受験に関する資料を添付して、処分意見を付して県公安委員会に報告するものとする。

イ 法第90条の免許の保留及び効力の停止

運転免許拒否等手続書に、点数通報書に記載された違反行為等に係る行政処分関係書類及び免許の受験に関する資料を添付して、処分意見を付して警察本部長に報告するものとする。

ウ 法第103条第1項第5号に該当する場合における90日を超えない免許の効力の停止及び法第107条の5第1項第2号に該当する場合における90日を超えない運転の禁止

運転者管理システムにより出力印字された行政処分決定書（書式は様式第6号を準用するものとする。）に当該事案の疎明資料を添付し、警察本部長に報告するものとする。

エ 弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与

弁明及び有利な証拠の提出の機会の付与に係る通知を行った際に、被処分者から即日弁明を行いたい旨の申出があった場合は、被処分者の利便等を図ることは妨げない。

(4) 処分決定通知

処分決定通知を行う場合は、処分決定通知書（様式第16号）を送付して行うものとする。ただし、再試験不受験等に係る免許の取消しの処分決定通知を行う場合は、処分決定通知書（様式第16号の2）を送付して行うものとする。

5 処分の移送等

(1) 処分移送通知書に関する事務

ア 法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書（府令別記様式第19及び別記様式第22の4）の送付は、当該処分移送に係る事案の事実の証明に必要な次に掲げる書類等の一部又は全部を添付して行うものとする。

(ア) 交通違反の場合

- a 点数通報書及び行政処分関係書類
- b 鑑識カード又は速度測定記録の写し
- c その他違反事実の証明に必要な資料

(イ) 交通事故の場合

- a 点数通報書及び行政処分関係書類
- b 実況見分調書の写し
- c 供述調書（被疑者・被害者・参考人）の写し
- d 鑑識カードの写し
- e その他違反事実の証明に必要な資料

イ 法第104条の2の2第3項の規定により処分移送通知書（府令別記様式第19の3の2）を送付する場合には初心運転者講習通知書（府令別記様式第22の11）又は再試験通知書（府令別記様式第17の2の2）に係る郵便物配達証明書その他通知した事実の証明に必要な資料を、法第104条の2の4第3項の規定により処分移送通知書（府令別記様式第19の3の2の2）を送付する場合には若年運転者講習通知書（府令別記様式第22の11の2の2）に係る郵便物配達証明書その他通知した事実の証明に必要な資料を、それぞれ添付するものとする。

ウ 処分移送通知書に添付する関係書類は、事前にその内容を審査し、所要の整備を

したものを送付するものとする。

エ 処分移送通知書の理由欄及び備考欄の記載要領は、別表第3のとおりとする。

(2) 処分事案又は違反者講習該当事案の移送

ア 処分事案の移送は、運転者管理システムにより出力印字された行政処分関係書類送付書（様式第17号）により行うものとする。

イ 違反者講習該当事案の移送は、運転者管理システムにより出力印字された違反者講習関係書類送付書（様式第18号）により行うものとする。

ウ (1)のアからウまでは、処分事案の移送及び違反者講習該当事案の移送について準用するものとする。

6 処分の執行

(1) 処分通知

処分通知は、被処分者に処分書等を交付して行うものとする。

(2) 処分書等の交付の方法

ア 意見の聴取を要する事案は、原則として意見の聴取の開催場所において、意見の聴取の終了後、免許の取消し事案にあつては県公安委員会の、90日以上効力の停止事案にあつては警察本部長の決裁の後、処分通知を行うものとする。

イ 意見の聴取を要しない事案は、運転管理課長が指定する場所に被処分者を出頭させて、集中執行による処分通知を行うものとする。

ウ ア及びイによる処分通知ができなかった者については、被処分者の住所地を管轄する警察署長が処分通知を行うものとする。この場合において、免許の保有状況の如何にかかわらず、執務時間外においても処分通知を行うこと。

(3) 処分書等の交付の際の留意事項

ア 処分書等を交付する際には、処分書等の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないか確認するものとする。

イ 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で行うものとする。この際、告知を受けた者に対して無免許運転の防止について必ず指導するとともに、当該者が免許証を有する者であるときは免許証の提出又は返納をさせ、マイナ免許証を有する者であるときはマイナ免許証の提示をさせ、又は当該マイナ免許証に係る免許情報記録の抹消をすること。

また、マイナ免許証を有する者で、停止処分に伴って免許情報記録の抹消を受けた場合は、その者に対して「停止期間満了及び停止処分の解除に際して、特定免許

情報の記録を申請する場合は、必ず有効な個人番号カードが必要である」旨を教示すること。

ウ 処分書等を交付する際は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面で教示すること。

エ イの口頭による告知の際に、告知を受けた者から処分理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置するものとする。

（ア） 過去の違反行為の不存在を理由とする申立てである場合

a その者が免許を受けている者であるときは、架空の事実について違反等登録がなされていることはあり得ない旨を説明することとするが、他人名詐称事案についても考えられるので、処分書等の交付を一時見合わせ、再調査を行い、その者の違反行為であることが再確認された後処分書等を交付するものとする。

b その者が免許を受けていない者又は国際運転免許証等を所持する者であるときは、通報された違反行為が、生年月日、性別、氏名コード、本籍（国籍）、住所等が一致したときであっても、同名異人の違反行為である可能性があることを考慮して、処分書等の交付を一時見合わせ、同一人物であることの確認をした後、処分書等を交付するものとする。

（イ） 過去に行われた違反行為の発生日、違反名等の誤りに関する申立てである場合

申立てが違反行為の発生日、違反名等の誤りについて具体的な内容に関するものであり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、処分書等の交付を一時見合わせ、当該違反行為に係る行政処分関係書類の送付を受け、事実を再確認した後、処分書等を交付するものとする。

（ウ） 違反行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とする申立てである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のおそれが認められる場合に限り、処分書等の交付を一時見合わせ、改めて審査するものとする。

（4） 再試験不受験等に係る被処分者が併記免許を有する場合の取扱い

再試験不受験等に係る免許の取消しに当たって、当該処分を受けた者が併記免許を有する者のうち、免許証を有する者であるときは免許証の作成替え、マイナ免許証を有する者であるときは特定免許情報の記録の書換えの事務を運転免許課長に引き継ぐ

ものとする。

7 処分執行通知

- (1) 処分執行通知を行う場合は、処分執行通知書（様式第19号）を送付して行うものとする。
- (2) 処分決定を行った場合で、当該処分決定に係る者の住所地を管轄する公安委員会が他の公安委員会であり、かつ、処分執行依頼をしたときは、当該処分執行依頼を受けた公安委員会から執行依頼処分通知書の送付を受けた後に、当該処分決定に係る者の住所地を管轄する公安委員会に処分執行通知書を送付するものとする。
- (3) 再試験不受験等に係る免許の取消しの処分執行通知を行う場合は、(1)の規定にかかわらず、処分執行通知書（様式第19号の2）を送付して行うものとする。

8 停止期間満了又は停止処分解除時の措置

- (1) 処分を受けた者（以下「当該者」という。）が、処分執行時に免許証のみを有する者であった場合

ア 免許証の返還のみを希望した場合

運転管理課又は免許証を保管する警察署（以下「運転管理課等」という。）において、免許証の返還を行う。

イ 免許証の返還及び特定免許情報の記録を希望した場合

運転管理課等において免許証を返還するとともに、運転免許課又は警察署免許事務担当係（以下「運転免許課等」という。）において、当該者から特定免許情報記録申請書（府令別記様式第17条の2）の提出及び個人番号カード（以下「マイナンバーカード」という。）の提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

ウ 特定免許情報の記録と免許証の返納を希望した場合

運転管理課等において免許証を返還した後、運転免許課等において、当該者から免許証を返納する旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

- (2) 当該者が、処分執行時に免許証及びマイナ免許証を有する者であった場合

ア 免許証の返還のみを希望した場合

- (1) アと同様に免許証の返還を行うこと。

また、免許証の返還の際には、特定免許情報記録手数料が免除される者から誤っ

て手数料を徴収すること（以下「特定免許情報記録手数料の誤徴収」という。）のないよう(4)イの措置を行うことを徹底すること。

イ 免許証の返還及び特定免許情報の記録を希望した場合

(1)イと同様に免許証の返還及び特定免許情報の記録を行うこと。この場合において、特定免許情報の記録は運転管理課等において行うこと。

ウ 特定免許情報の記録と免許証の返納を希望した場合

(1)ウと同様に免許証の返還及び特定免許情報の記録を行うこと。この場合において、特定免許情報の記録は運転管理課等において行うこと。

(3) 当該者が、処分執行時にマイナ免許証のみを有する者であった場合

ア 特定免許情報の記録のみを希望した場合

運転管理課等において特定免許情報記録申請書の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

イ 特定免許情報の記録及び免許証の交付を希望した場合

運転管理課等において免許証の交付を受ける旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録するとともに、運転免許課等において免許証の交付を行うこと。

ウ 免許証の交付のみを希望した場合

運転免許課等において運転免許証交付申請書（府令別記様式第17の5）の提出を受けて、免許証を交付すること。

また、免許証の交付の際には、特定免許情報記録手数料の誤徴収のないよう(4)イの措置を行うことを徹底すること。

(4) 特定免許情報記録手数料の取扱いについて

ア 特定免許情報記録手数料が免除される者

停止処分に伴って免許情報記録の抹消を受け、停止期間の満了又は停止処分の解除後に初めて特定免許情報の記録を受ける者であって、次のいずれにも該当しないもの（以下「初回の特定免許情報の記録に該当する者」という。）については、特定免許情報記録手数料を徴収しないとされていること（法第112条第1項第4号の2及び令第43条第4項第1号）に留意すること。

(ア) 当該抹消された免許情報記録に係る免許の効力の停止の期間が満了し、又

は当該免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は当該免許以外の免許（仮運転免許を除く。）が与えられた者

(イ) 法第92条第1項又は第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付を受けようとする際に特定免許情報の記録申請をした者

イ 手数料の誤徴収防止に向けた措置

当該者が停止期間の満了又は停止処分の解除に際して、マイナンバーカードの紛失等の事情により、初回の特定免許情報の記録を受けないまま、(2)アの規定による免許証の返還又は(3)ウの規定による新たな免許証の交付を受けた場合は、初回の特定免許情報の記録に該当する者となることから、特定免許情報記録手数料の誤徴収防止のため、次の措置を講じること。

(ア) 免許証の裏面への記載

返還又は新たに交付する免許証の裏面に、「特定免許情報記録未了 ●年●月●日 岡山県公安委員会」と記載すること。この場合において、当該記載を警察署において行った場合は、運転管理課長へ即報すること。

(イ) 違反外手配の登録及び解除の実施

初回の特定免許情報の記録に該当する者を把握した場合は、運転管理課において運転者管理業務実施細則に定める違反外手配登録を行うこと。

また、当該者が特定免許情報記録手数料の免除の対象外となることが判明した場合は、運転管理課において当該手配登録の解除を確実に行うこと。

(ウ) 初回の特定免許情報記録未了者名簿の作成

(イ) による手配登録を行った場合は、運転管理課において初回の特定免許情報記録未了者名簿（様式第28号）を作成し、当該者が特定免許情報を記録し、又は免許証等の更新等を行い、特定免許情報記録手数料の免除の対象外となるまで管理すること。対象外となった場合には、初回の特定免許情報記録未了者名簿にその状況を記載すること。

また、他県の公安委員会において手配登録が行われた者に対して、特定免許情報を記録し、又は免許証等の更新等を行った場合は、手配登録を行った公安委員会へ連絡すること。

(5) 免許証交付手数料の徴収について

(3)イ又はウの場合において免許証を交付するときは、免許証交付手数料を徴収する

こと。

(6) 特定免許情報記録時の留意事項

ア 特定免許情報の記録は、法第95条の2第3項第2号の規定により、有効なマイナンバーカードでなければならないことから、特定免許情報の記録を行う際には、必ずマイナンバーカードの券面に記載された有効期限を確認すること。

イ (4)イ(ア)の措置を講じた者に対して特定免許情報を記録する場合、免許証の裏面に、「特定免許情報記録済 ●年●月●日 岡山県公安委員会」と記載するとともに、運転管理課へ報告すること。

(7) 停止期間満了日又は停止処分解除満了日（以下「停止期間満了日等」という。）が閉庁日である場合

停止期間満了日等の直前の閉庁日の執務時間内に(1)から(3)までの措置を行うとともに、処分期間内であることを十分説明し、停止期間満了日等までに自動車等を運転すると無免許運転になる旨の注意を与えること。

9 処分執行依頼

(1) 処分執行依頼を行う場合の措置

ア 処分執行依頼を行う場合は、処分執行依頼書（様式第20号）に、行政処分に係る者に交付する処分書等及び行政不服審査法第82条の規定による教示を記載した書面並びに当該行政処分に係る運転者管理業務実施細則に定める「違反事故処分・短縮・手配等登録票」（資料区分、処分登録公安委員会コード（警察署コード）、処分年月日及び処分短縮以外のコードを記載したもの）の写しを添付して行うものとする。

イ 処分決定通知と処分執行依頼を同時に行う場合は、ア及び4(4)の規定にかかわらず、処分決定通知・処分執行依頼書（様式第21号）により処分決定通知及び処分執行依頼を行うものとする。

(2) 処分執行依頼を受けた場合の措置

ア 処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し処分書等を交付する場合は、6(3)に準じて行うものとする。

イ 処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し処分書等を交付したときは、返納され、又は提出された免許証（処分執行時に免許証を有する者である場合に限る。）並びに執行依頼処分通知書（様式第22号）及び当該行政処分に係る者の処分書等の写し等を、処分執行依頼をした都道府県警察に送付するものとする。ただ

し、停止処分を行った場合で、処分期間の短縮が見込まれる等、免許証を返還することが予想される場合には、協議の上、執行依頼処分通知書（様式第23号）及び当該停止処分に係る者の処分書等の写し等を送付し、当該免許証の送付は要しないものとする。

ウ 当該者が処分執行依頼を受けた都道府県警察において停止処分に伴う免許情報記録の抹消を受けている場合であって、停止期間満了日等に際して特定免許情報の記録を希望した場合は、初回の特定免許情報の記録に限り、特定免許情報の記録を行うことができる。この場合において、処分執行時に免許証及びマイナ免許証を有していた場合は、免許証の返還を併せて行う場合に限り特定免許情報の記録を行うことができるものとする。

10 処分登録等

(1) 処分登録

ア 処分登録は、原則として処分書等を交付した日に行うものとする。

イ 処分登録は、処分書等を交付した都道府県警察において行うものとする。

(2) 処分猶予登録

ア 処分猶予登録の手続

(ア) 適正な処分猶予登録を行うため、処分猶予登録は、運転管理課長の決裁を受けた後に行うものとする。

(イ) 処分猶予登録が適正に行われるようにするため、当該処分猶予登録に係る行政処分決定書の処分決定欄の処分猶予に印を付して処分決定伺いを行い、運転管理課長の決裁を受けるものとする。

イ 処分猶予としたことの通知

処分猶予としたときは、必ず処分猶予とされた運転者に対して、その者の処分基準該当点数、処分猶予とした理由及び今後さらに違反行為をしたときは処分猶予とした以前の違反点数が累積されるため場合によってはより重い行政処分を受けることとなる旨を説明して、将来の再犯の際の行政処分について争いを生じないようにしておくものとする。

(3) 処分手配登録

ア 処分執行依頼に係る事案

他の公安委員会に処分執行依頼を行う場合は、処分手配登録をした後、処分執行依頼書を送付するものとする。

イ 違反者講習に係る事案

違反者講習通知を受けた者で違反者講習を受講せず所在不明と認められたものに対し、処分手配登録を行うものとする。

ウ その他の事案

ア及びイ以外の事案の処分手配登録は、おおむね次に掲げる者について行うものとする。

- (ア) 1 回目の出頭通知において所在不明と認めた者
- (イ) 2 回目の出頭通知に応じない者
- (ウ) その他運転管理課長が処分手配登録を必要と認めた者

(4) 処分短縮登録

ア 処分短縮登録は、原則として処分短縮を決定した日に行うものとする。

イ 40日未満の免許の停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行うものとする。

ウ 停止処分者講習の受講の申出があった場合であって他の都道府県警察の管轄区域内に住所を変更した旨の申出があったときの当該申出者に対する処分短縮登録は、次により行うものとする。

- (ア) 当該申出者に対し処分書等の提示を求め、処分事実を確認すること。
- (イ) 住所変更について、免許証の記載事項の変更の手続を行わせること。
- (ウ) 行政処分を行った都道府県警察に連絡して、違反事故処分・短縮・手配等登録票の作成に必要な事項を確認すること。
- (エ) 処分短縮を決定したときは、(ウ)により作成した違反事故処分・短縮・手配等登録票により処分短縮登録を行うこと。

第3 点数制度によらない行政処分の事務処理要領

1 重大違反唆し事案等

(1) 処分の上申

警察署長等は、処分量定の基準に該当する事案を認知した場合は、重大違反唆し等・道路外致死傷・危険性帯有・身体障害者等行政処分上申書（様式第24号）に審査に必要な疎明資料を添付して、運転管理課長へ送付するものとする。

(2) 処分の量定

運転管理課長は、上申事案の内容を審査した上、処分量定の基準に基づき処分の量定を行うものとする。

(3) 処分手続等の準用

処分の決定手続及び処分通知並びに処分登録等の事務処理については、点数制度による行政処分の事務処理要領を準用する。

2 一定の病気にかかっていること等を理由とする免許の拒否又は取消し等

(1) 免許の保留

ア 運転管理課長は、新たに免許を受けようとする者が、法第90条第1項第1号から第2号までに掲げる一定の病気にかかっている者であるとき、法第102条第1項から第4項までに掲げる診断書提出命令を受けたとき又は同条第6項の規定による臨時適性検査の受検通知を受けたものが当該検査を受検するまでの間は、警察本部長が別に定める運用基準に基づき処分量定を行い、免許を保留するものとする。

その際、拒否等処分手続書（様式第25号）に当該検査の受検又は診断書提出命令に関する資料を添付し、処分意見を付して警察本部長に報告するものとする。

イ 臨時適性検査の結果又は提出された医師の診断書により6月以内に自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがない状態になると見込まれる場合は、拒否等処分手続書に医師の診断書を添付の上、処分意見を付して警察本部長に報告するものとし、第2の4(3)の規定に準じて行政処分の決定等の手続きを行うものとする。

(2) 免許の拒否

運転管理課長は、新たに免許を取得しようとする者が、法第102条第1項から第4項までの規定に基づく臨時適性検査の受検通知を受けたものでその受検を拒否したとき、同項の規定による診断書提出命令を受けたもので診断書提出期限までに診断書を提出しなかったとき又は受検の結果若しくは提出された医師の診断書により(1)アに規定する病気が原因で自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがあり6月以内に当該病気が回復する見込みがないと認められるときは、拒否等処分手続書に医師の診断書又は当該検査の受検に関する資料を添付の上、処分意見を付して県公安委員会に報告するものとし、第2の4(2)の規定に準じて行政処分の決定等の手続きを行うものとする。

(3) 免許の取消し又は停止

ア 運転免許課長は、免許を受けた者が法第103条第1項第1号又は第1号の2に該当するものであることが判明した場合は運転管理課長に報告するものとし、運転管理課長は、警察本部長が別に定める運用基準に基づき処分量定を行うものとする。

なお、処分量定を行う場合において、免許の取消し又は90日以上免許の効力の

停止の処分をしようとするときは第2の4(2)の規定により、90日を超えない免許の効力の停止の処分をしようとするときは第2の4(3)の規定に準じて行政処分の決定等の手続を行うものとする。

イ 免許を受けた者が、法第103条第1項第2号又は第3号に該当することが判明した場合はアに準じて手続を行うものとする。

(4) 免許の暫定停止

運転管理課長は、法第104条の2の3第1項の規定により暫定的な免許の停止処分をする場合は府令別記様式第19の3の3を、当該処分を解除する場合は警察本部長が別に定める様式を交付するものとする。

(5) 免許の保留又は効力の停止の処分の基本量定の期間

免許の保留又は効力の停止の処分を行う場合の基本量定の期間は、次のとおりとする。

ア 一定の病気等にかかっていることを理由として行う令第33条第1項第2号の規定による免許の保留又は令第38条第1項第2号及び第3項第2号の規定による効力の停止の場合 法第90条第1項第1号から第2号まで又は法第103条第1項第1号、第1号の2若しくは第3号に該当しないこととなるのに要すると見込まれる期間

イ 一定の身体の障害が生じていることを理由として行う令第38条第2項第2号の規定による免許の効力の停止の場合 法第91条の規定により条件を付し、又はこれを変更することにより、当該障害が自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれなくなるのに要すると見込まれる期間

ウ 診断書提出命令等を受けた者に対する令第33条の2の2第2号の規定による免許の保留の場合 処分日から、病状等を基に診断を行うこととなる専門医等の意見を参考として合理的に見込まれる日までの期間

エ 一定の病気等にかかっている疑いがあることを理由として行う法第104条の2の3第1項に規定する暫定的な免許の効力の停止の場合 臨時適性検査又は診断書提出命令の結果を踏まえた処分の意思決定が可能となると見込まれる期間

第4 行政処分関係書類の書式

1 人身事故用

様式第26号のとおりとする。

2 定型書式により処理した法令違反及び物損事故（あて逃げ物損事故及び建造物損壊事故）用

様式第27号のとおりとする。

3 交通違反用

別に定める取締り原票の様式による。

第5 その他

1 点数制度の広報

- (1) 交通取締り又は免許証交付の際に点数制度に関する広報資料等を配布し、また、運転者講習会を利用するなどにより点数制度の周知に努めるものとする。
- (2) 取締り警察官等に対する指導教養を徹底し、交通取締りの際において違反運転者から点数制度に関する質問があった場合においても、適切な応答ができるようにしておくものとする。

なお、交通事故を起こした運転者から当該交通事故の点数について質問があったときは、交通事故の点数は、後日処分書等の交付又は警告通知をもって知らされる旨を教示するものとし、取締り警察官等において計算した点数を教示することがないようにするものとする。

2 処分を免れている者に対する執行の確保

処分手配該当者を発見したときは、本県の手配に係る事案についてはもちろん、他の都道府県警察の手配に係る事案についても関係都道府県警察相互の緊密な協力により、その執行の確保に努めるものとする。また、法第104条の3第2項に規定する出頭命令の制度を活用するものとする。

3 行政処分を受けた者の無免許運転の防止

- (1) 免許の取消し若しくは拒否又は40日以上免許の停止等を受けた者及び39日以下の免許の停止等を受けた者であって、停止処分者講習を受けないものについては、取締り警察官等による計画的な監視及び指導を行うものとする。
- (2) 行政処分を受けた者が事業所において自動車等の運転を本務とする者であるときは、当該事業所等に対する指導を徹底するものとする。

4 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。ただし、次の表に掲げる文書のうち事故原票送付書及び違反原票送付書の保存期間は、岡山県警察WANシステム上に構築した情報システム等によりその記載事項を確認することができる場合にあっては、同表に掲げる保存期間にかかわらず、5年とする。

文書名	保存所属	保存期間
-----	------	------

事故原票送付書	運転管理課	13年
違反原票送付書	運転管理課	13年
行政処分関係書類追送書	運転管理課	13年
違反等登録日報	運転管理課	8年
抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書（控え）	運転管理課	13年
意見の聴取手続書	運転管理課	16年
意見の聴取（再試験不受験）手続書	運転管理課	8年
意見の聴取（若年運転者講習不受講等）手続書	運転管理課	8年
意見の聴取事案処理簿（甲）、（乙）、（丙）、（丁）	運転管理課	16年
意見の聴取結果通知書	運転免許課	3年
意見の聴取不能事案通知書	運転免許課	3年
聴聞事案処理簿（甲）、（乙）	運転管理課	11年
運転免許拒否等手続書	運転管理課	13年
行政処分決定書	運転管理課	13年
処分決定通知書（控え）	運転管理課	13年
行政処分関係書類送付書（控え）	運転管理課	3年
違反者講習関係書類送付書（控え）	運転管理課	3年
処分執行通知書（控え）	運転管理課	13年
処分執行依頼書（控え）	運転管理課	13年
処分決定通知・処分執行依頼書（控え）	運転管理課	13年
執行依頼処分通知書（控え）	運転管理課	13年
重大違反唆し等・道路外致死傷・危険性帶有・身体障害者等行政処分上申書	運転管理課	13年
拒否等処分手続書	運転管理課	長期
人身事故用行政処分原票	運転管理課	13年
法令違反・物損事故用行政処分原票	運転管理課	13年
初回の特定免許情報記録未了者名簿	運転管理課	5年

別表第 1

交通事故に関する登録除外理由

- 1 交通事故が不可抗力によって起きたものである場合（当該交通事故の際の具体的事情から判断して、結果予見及び結果回避の可能性がなく、事故防止の期待可能性がない場合をいう。）
- 2 違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することが困難であったと認められる場合（違反行為をし、よって交通事故を起こしたと認められる場合であつても、当該違反行為をした者がその結果を予見することが困難であったと認められる場合であつて、かつ、当該違反行為をした者に対し、危険に際しての結果回避行為に出ること、又はその行為に出たとしても結果回避を期待することは困難であったことが認められる場合をいう。）

別表第2

不注意の程度の区分		認定基準
区分内容	区分略号	
交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合	重い	当該違反行為をした者の不注意以外に交通事故の原因となるべき事由がないとき、又は他に交通事故の原因となるべき理由がある場合において、その原因が当該交通事故の未然防止及び被害の拡大の抑止に影響を与える程度のものでないとき。
上欄に規定する場合以外の場合	軽い	大
		小
		大以外の場合

備考

- 1 その他の事由とは、当該違反行為をした者以外の者の不注意又はそれ以外の事由をいう。
- 2 主たる原因が当該違反行為をした者の不注意によるものであるときは、当該交通

事故発生の直接的原因が、当該違反行為をした者の不注意である場合又は当該交通事故における結果予見及び結果回避の客観的可能性の程度が、明らかに当該違反行為をした者において高いと認められる場合をいう。

- 3 特定違反行為の種別のうち、「運転殺人等又は危険運転致死等」、「運転傷害等（治療期間3月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷等（治療期間3月以上又は後遺障害）」、「運転傷害等（治療期間30日以上）又は危険運転致傷等（治療期間30日以上）」、「運転傷害等（治療期間15日以上）又は危険運転致傷等（治療期間15日以上）」又は「運転傷害等（治療期間15日未満又は建造物損壊）及び危険運転致傷等（治療期間15日未満）」については、不注意の程度の区分は「交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合」に該当することとなる。

別表第3

1 府令別記様式第19

理由	☐ 道路交通法第103条1項 ☐ 第5号該当 ☐ 第6号該当 ☐ 第7号該当 ☐ 第8号該当 ☐ 道路交通法第103条2項 ☐ 第1号該当 ☐ 第2号該当 ☐ 第3号該当 ☐ 第4号該当 ☐ 第5号該当
備考	添付書類 ☐ 点数通報書 ☐ 行政処分関係書類 ☐ 実況見分調書の写し ☐ 供述調書の写し (☐ 被疑者 ☐ 被害者 ☐ 参考人) ☐ 鑑識カードの写し

	☐ 速度測定記録の写し ☐ その他違反事実の証明に必要な資料
--	---

2 府令別記様式第22の4

理由	☐ 道路交通法第107条の5第1項 ☐ 第1号該当 ☐ 第2号該当 ☐ 道路交通法第107条の5第2項 ☐ 第1号該当 ☐ 第2号該当 ☐ 第3号該当 ☐ 第4号該当
備考	添付書類 ☐ 点数通報書 ☐ 行政処分関係書類 ☐ 実況見分調書の写し ☐ 供述調書の写し (☐ 被疑者 ☐ 被害者 ☐ 参考人) ☐ 鑑識カードの写し ☐ その他違反事実の証明に必要な資料

3 府令別記様式第19の3の2

理由	☐ 道路交通法施行令第36条（再試験の基準）に該当し、初心運転者講習を終了しなかったことにより、再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため ☐ 道路交通法施行令第37条の3（初心運転者講習終了者に係る再試験の基準）に該当し、再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため
備考	再試験通知書の交付方法 ☐ 直接交付 ☐ 郵送による 添付資料 ☐ 再試験通知書受領書 ☐ 配達証明 ☐

4 府令別記様式第19条の3の2の2

理由	☐ 道路交通法第108条の3の3の規定による通知を受けた後、同法第102条の3の規定に違反して同法第108条の2第1項14号に掲げる若年運転者講習を受けなかったため ☐ 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる若年運転者講習終了後、同法第102条の3に規定する若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関し同法の規定等に違反する行為をし、当該行為が道路交通法施行令第39条の2の2の基準に該当することとなったため
備考	若年運転者講習通知書の交付方法 ☐ 直接交付 ☐ 郵送による 添付資料 ☐ 若年運転者講習通知書 ☐ 郵便物配達証明 ☐ 行政処分関係書類 ☐